

医療法人による配食サービスの実施について

【医療法人に係る附帯業務要件の緩和】

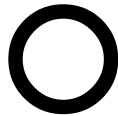
平成25年11月28日 岡山市

規制の現状

医療法人が本来業務以外に行うことができる附帯業務は、医療法第42条各号で規定されており、具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。)の別表に取りまとめられている。

配食サービスについては、別表で示されている介護保険法の地域支援事業として市町村から委託を受けて行うか、一定の要件を満たし医療法42条の2で規定する社会医療法人(医療法人全体の0.4%)となり収益業務として行うかの方法しかなく、通常の医療法人が自主的に実施することができない。(平成25年3月31日現在、医療法人総数48,820、内社会医療法人191)

医療法人が行う配食サービス



- ・介護保険法の地域支援事業として市町村の委託を受けた医療法人
- ・社会医療法人(収益業務)



- ・通常の医療法人
- ・特定医療法人

規制緩和の必要性

今後増加が予想される生活習慣病含め各種疾病治療のための加療と退院後在宅療養や在宅医療生活を過ごす高齢者に対して、利用者一人一人の状態に合わせた献立による食事の提供を行うことは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために重要かつ必要なサービスである。

しかしながら、配食事業者及び配達エリア、食事の種類は限定されており、サービス提供体制は十分整備されていない状況にある。

このため、地域と密着している病院等を経営する医療法人が配食サービス事業者となることで、栄養・食事の管理が必要な患者に対し、医師または管理栄養士による栄養指導や食事管理と併せて適切な献立による食事を提供することが可能となり、治療の効果をより高められる。

また、配食事業者の拡大により利用者の選択肢の幅が広げられ、民間を含む様々な事業者から配食サービスを継続的に在宅療養者に提供することが可能となる。

改正の内容

医療法第42条第6号保健衛生に関する業務に配食サービスを位置付けることとし、通知の別表「医療法人の附帯業務について」に「医師等による栄養指導と併せて行う配食サービス事業」を追加してはどうか。

対象者要件

医師が栄養・食事の管理が必要と認める疾患患者であり、医療法人が開設する病院または診療所に入院していた者若しくは通院している者

実施主体・施設

実施主体



病院、診療所（入院設備を有するところ）、介護老人保健施設等を運営する医療法人

実施施設



医師または管理栄養士と連携ができ配食サービスが実施可能な調理室を備えた施設

事業効果

- ・ 糖尿病、胃潰瘍、貧血、高脂血症、痛風等、栄養・食事の管理が必要な患者等に対し、栄養バランスのとれた献立による食事及び栄養指導等を提供することにより、治療の効果が高められる。
- ・ 医療機関による在宅での食事療法が定着することで長期入院が減り、在宅療養者が増加し、医療費抑制効果が期待できる。
- ・ 地域に密着した配食事業者が増えることにより、適切な配食サービスが継続的に高齢者（在宅療養者）に提供されるネットワークを地域単位で構築することが可能となる。

【医療法人A内科小児科医院】

以前配食サービスを検討したが医療法が障害となり断念した。外来患者の中には糖尿病や腎臓病等の治療食が必要な方が増えてきているが、近隣で実施している事業者が無い。

デイケア等通所施設の利用者アンケートの結果では2割の方が配食を希望している。また、デイケア等利用日に夕食を持って帰りたいとの声が多く聞かれる。

【医療法人B病院】

高血圧、糖尿病疾患等の高齢患者が増加している。また、退院後、特に男性はインスタント食品やコンビニ弁当等で済ませてしまい栄養不足が生じていることなどから、配食サービスの潜在的需要は十分にあるものと考えられる。

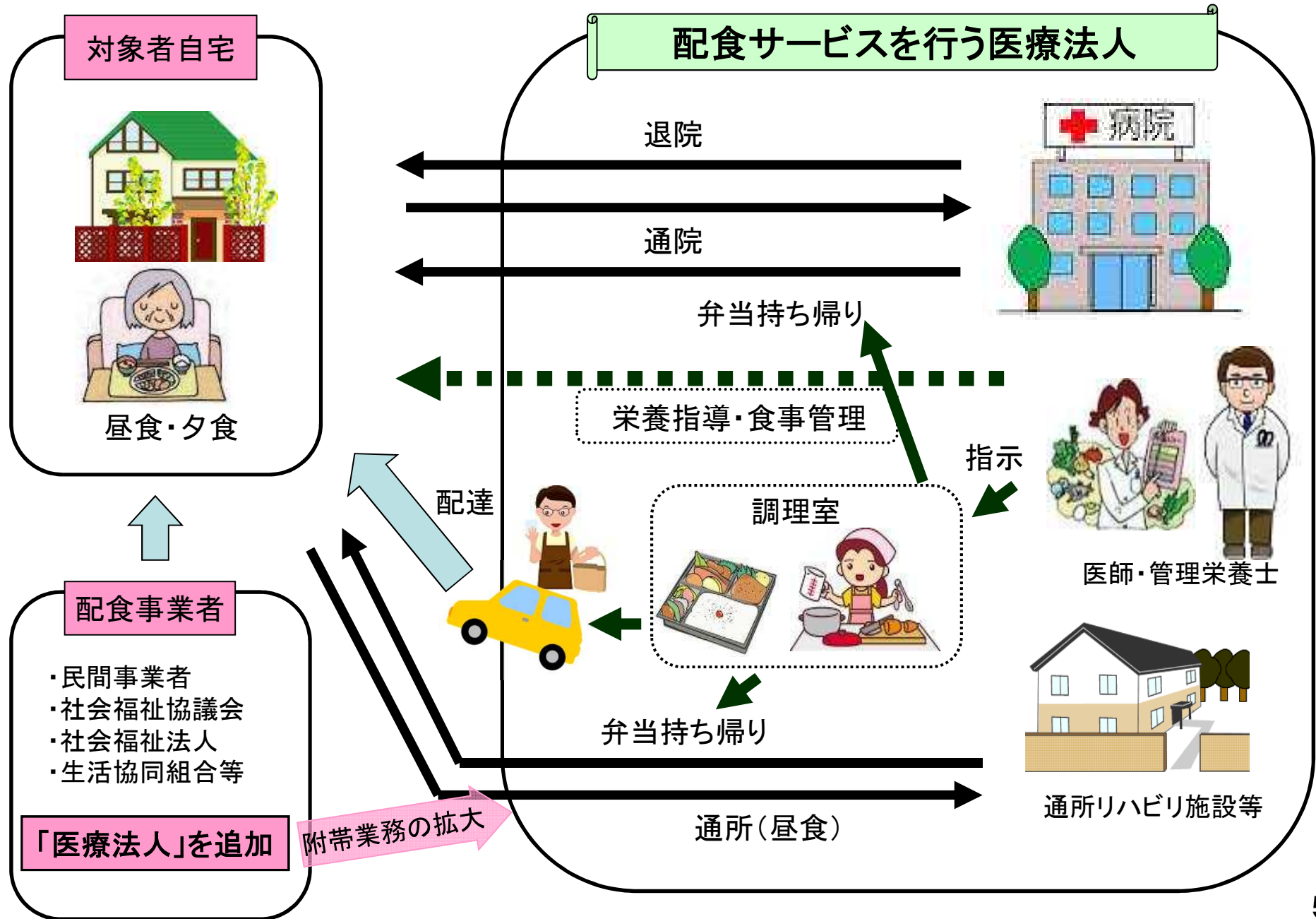
当院としては、まず退院患者や外来栄養指導対象者、デイケア・ナイトケア利用者に、昼食又は夕食の持ち帰りで検討したい。

【医療法人C病院】

これまでも透析患者が夕食として弁当を持ち帰りたいという要望があったが、医療法人は配食ができないということで断ってきていた。当院としては配食の導入について前向きに考えているが、まずは規制緩和がされ、配食が可能にならないと具体的な議論ができないというのが実情である。是非、医療法人による配食サービスの実施が可能となるよう進めてもらいたい。

また、退院後に通院している患者の中で、普段から病院食を提供・栄養指導をしていれば栄養不足にならずに済んだのではないかというケースもある。こういった患者に対し、一人ひとりの状態にあった食事を提供できるサービスが必要なのではないかと考えている。

医療法人による配食サービスのイメージ



【参考】

医療法(昭和23年法律第205号)

第42条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「指定管理者として管理する病院等」という。)を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務について」

(別表) 医療法人の附帯業務について

医療法42条

第6号 保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

①～⑧、⑩～⑱略

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業・・・中略・・・地域支援事業、・・・中略・・・別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

(別添) ○介護保険法に基づく各事業の位置付け

表中 地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援サービス事業
区分:保健 (注)市町村から委託を受けて行う場合のみ可